

## みよし市表彰審査委員会次第

日 時 平成28年4月28日(木)

午後1時30分から

場 所 市役所5階 特別会議室

○ 委嘱状交付

1 市長あいさつ

2 委員長、副委員長の選任

3 委員長、副委員長あいさつ

4 表彰審査委員会について

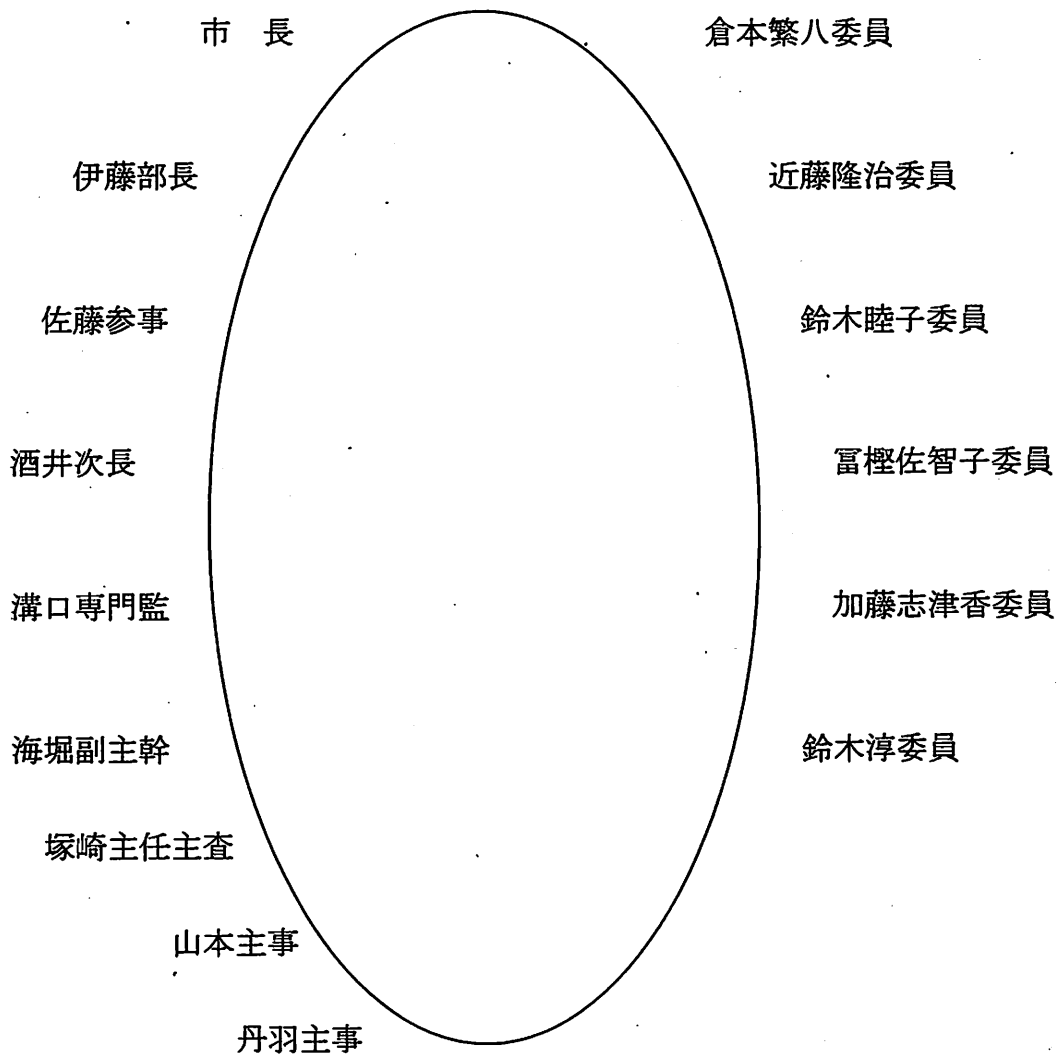
5 その他

# 表彰審査委員会配席図

と き ; 平成28年4月28日 (木)

午後1時30分から

ところ ; 5階 特別会議室



## ○みよし市表彰条例

昭和53年3月24日

条例第1号

### (目的)

第1条 この条例は、市政の発展及び住民の福祉増進に貢献し、その功績顕著なものを表彰することを目的とする。

### (表彰)

第2条 表彰は、次に掲げるものについて市長がこれを行う。

- (1) 地方自治の進展に貢献し、その功績の顕著なもの。
- (2) 教育・体育・学術技芸その他文化の振興に貢献し、その功績の顕著なもの。
- (3) 地方民生の安定に尽力し、その功績の顕著なもの。
- (4) 産業の開発振興に貢献し、その功績の顕著なもの。
- (5) 奇特篤行者で特に市民の模範となるもの。
- (6) その他特に表彰するを適当と認めるもの。

### (審査委員会の設置)

第3条 第2条及び第4条に該当するものを審査するため、みよし市表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会に関する事項は、市長が規則で定める。

### (表彰の取り消し)

第4条 被表彰者が地方自治の本義に反し、又は市の行う事業を害するような行為をなしたときは、委員会の同意を得てこの条例による表彰を取り消すことができる。

### (委任)

第5条 この条例に定めるものの外及びこの条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この条例は、昭和53年5月1日から施行する。
- 2 三好町表彰規程(大正5年規程第3号)は、この条例施行の日から廃止する。

## ○みよし市表彰条例施行規則

昭和53年3月24日  
規則第1号

### (目的)

第1条 この規則は、みよし市表彰条例(昭和53年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審査委員会)

第2条 条例第3条によるみよし市表彰審査委員会(以下「委員会」という。)は、条例の適用に関し市長の諮問に応じ、又は必要な事項を市長に助言する。

2 委員会の委員は6名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ただし、臨時に委員を加えることができる。

(1) 学識経験者

(2) 市の職員

3 委員の任期は2年とし、その再任を妨げない。

補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員の互選による委員長及び副委員長各1名を置く。委員長及び副委員長の任期は2年とする。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

### (会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し全員の出席により開催する。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

### (該当者の具申及び審査)

第4条 条例により表彰を必要と認めるものがあるときは、その経歴及び功績並びに賞罰の有無等を詳記した調書を添え、毎年8月31日までに又は特別の事情があるものについては、その都度これを市長に具申するものとする。

2 市長は、前項の具申があったときはこれを審査会に諮問するものとする。

3 前項の諮問を受けたときは、委員長は直ちに審査会を開き、表彰の適否を審査し、その結果を市長に文書でもって答申しなければならない。

### (具申の対象範囲)

第5条 条例第2条のうち、次に掲げる各号についてはこの規定による。ただし、特別の事情のあるものについてはこの限りでない。

(1) 条例第2条第1号対象者

ア 市長として4年以上在職した者

イ 市議会の議員、監査委員、教育委員若しくは選挙管理委員又は副市長、助役若しくは収入役として12年以上在職した者

ウ ア・イ以外の地方公務員法第3条第3項第1号に該当する特別職で16年以

上在職した者

エ 地方公務員法第3条第3項第2号に該当する職に20年以上在職した者

オ 地方公務員法第3条第2項に該当する一般職の職員で30年以上本市職員として勤務し、功績が顕著な者

カ 地方公務員法第3条第3項第5号に該当する消防団員及び水防団員の職に20年以上在職した者

キ 市のために500万円以上(団体等にあつては1,000万円以上)私財を寄附した者

(2) 条例第2条第2号対象者

ア 小中学校の教職員で30年以上本市に在職した者で、功績が顕著な者

(3) 条例第2条第3号対象者

ア 民生の業務に携わる者で20年以上在職した者

(在職年数の通算)

第6条 前条の在職年数は中断しても、これを通算する。

2 同時に2以上の職を兼ねていた場合の在職年数の計算は、その一方によって計算し、他の年数は計算しない。

(表彰)

第7条 条例により表彰を受けるべき者が表彰される以前に死亡したときは表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和53年5月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の第5条第1号ア及びイの職にあった者の在職年数は、同号ア中「市長」とあるのは「町長」に、同号イ中「市議会」とあるのは「町議会」に、「副市長」とあるのは「副町長」と読み替え、この規則の定める職とみなし、これを通算するものとする。

表彰対象及び基準年数表

基準年数 表彰区分	4年	12年	16年	20年 (主に公職者名簿に載っている者)	30年
自治功勞	市長・町長 (規則5条1号7)	市議会議員・町議会議員 副市長・副町長・助役 収入役 監査委員 選挙管理委員 (規則5条1号4)	固定資産評価員 固定資産評価審査委員 (規則5条1号7)	表彰審査委員・区長・防災会議委員 (規則5条1号エ) 明るい選挙推進協議会委員 (規則5条1号エ) 特別職報酬等審議会委員 (規則5条1号エ) 行政相談員・法律相談員・行政改革推進委員 (規則5条1号エ)  ※消防団員 (規則5条1号カ)	
教育功勞		教育委員 (規則5条1号4)		学校給食センター運営委員・社会教育委員・青少年補導員 (条例2条2号)  図書館協議会委員・社会教育活動地区推進委員 (条例2条2号)	小中学校の教職員 (規則5条2号)
体育功勞				スポーツ推進委員・地区スポーツ委員・スポーツ振興審議会委員 (条例2条2号)	
文化功勞				文化協会役員・文化財保護委員 (条例2条2号)	
福祉功勞 (社会福祉功勞)			人権擁護委員 (規則5条1号ウ)	交通委員・交通指導員 (条例2条3号) 保護司・訪問介護員 (規則5条3号)	
(児童福祉功勞)				民生児童委員・児童厚生員・子ども会指導者 (規則5条3号)	
(保健衛生功勞)				健康づくり地区推進委員・保健対策推進協議会委員 (規則5条3号) 予防接種健康被害調査委員・市民病院運営協議会委員 (規則5条3号) 国民健康保険運営協議会委員 (規則5条3号)	
産業功勞 (商工功勞)			農業委員 (規則5条1号7)	都市計画審議会委員・統計調査員・生産組合長 (条例2条4号) 利水委員・その他農商工団体等 (条例2条4号) 土地改良区理事 (条例2条4号) 土地改良区総代 (条例2条4号)	
永年勤続					一般職の職員 (規則5条1号オ)
奇特篤行	・市のために500万円以上(団体等にあつては1,000万円以上)私財を寄附した者 (規則5条1号キ)				
その他	・その他特に表彰するを適当と認めるもの(条例2条6号)				

# 感謝状基準年数表

表彰区分	基準年数	4年	6年	8年	10年 (主に公職者名簿に載っている者)
自治功勞	町・市議会議員 助役・副町長・副市長 収入役 監査委員 選挙管理委員	固定資産評価員 固定資産評価審査委員  区長	明るい選挙推進協議会委員	表彰審査委員・防災会議委員 特別報酬審査委員会委員 行政相談員・法律相談員・行政改革推進委員  ※消防団員	
教育功勞	教育委員			社会教育委員 給食センター運営委員 図書館協議会委員・社会教育活動地区推進委員	
体育功勞				体育指導委員・地区スポーツ委員・スポーツ振興審議会委員	
文化功勞				文化財保護委員・文化協会役員	
福祉功勞 (社会福祉功勞)		人権擁護委員 交通指導員		交通委員 青少年補導員・保護司・訪問介護員	
(児童福祉功勞)		民生児童委員		児童厚生員・子ども会指導者	
(保健衛生功勞)				健康づくり地区推進委員・保健対策推進協議会委員 国民健康保険運営協議会委員 町・市民病院運営協議会委員 予防接種健康被害調査委員	
産業功勞 (商工功勞)		農業委員	土地改良区理事・総代 利水委員	都市計画審議会委員・統計調査員・生産組合長 その他農商工業団体	
奇特篤行	・市のために200万円以上(団体にあつては500万円以上)私財を寄附したもの				
その他	・その他特に感謝状を贈呈するを適当と認めるもの				

## 頭 章 の 種 類

種 類	功 績 等 の 内 容	
表 彰 状	みよし市表彰条例に基づく表彰及び特別の事情のある場合に授与し、原則として文化の日記念式典において表彰する。	
感 謝 状	市政の伸展、並びに各種事業等の推進に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体について贈呈する。	
	地域、ふるさとづくり貢献、或いは国際貢献し、その功績が顕著な個人及び団体について贈呈する。	
	特に市長が感謝状贈呈を必要と認める個人及び団体について、その功績に応じて贈呈する。	
賞 状	市民栄光賞	オリンピック、世界選手権などの世界的規模の大会において優勝若しくはノーベル賞を受賞し、市の名声を高めた者に贈呈する。
	栄 光 賞	オリンピック、世界選手権、国際レベルの大会または展覧会において特に優秀な成績をおさめ、市の名声を高めた個人及び団体に贈呈する。
	特別栄光賞	オリンピックに複数回連続で出場し、特に優秀な成績をおさめ、市の名声を高めた個人及び団体に贈呈する。
	特別功労賞	オリンピックに出場し、市の名声を高めた者に贈呈する。
	栄 誉 賞	全国的・世界的規模の文化・芸術、スポーツ等の各分野における大会、展覧会等において、優秀な成績をおさめ、市の名声を高めた個人及び団体に贈呈する。
	奨 励 賞	全国大会、展覧会等において優秀な成績をおさめ、市の名声を高めた個人及び団体に贈呈する。